

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例（改正条例）案の概要

1 条例の一部改正の主な項目（要旨）

- (1) 令和6年度目黒区国民健康保険料率の改定に伴う改正 … 【A】
- (2) 関係法令の改正（制度改正等）に伴う改正
（国民健康保険法及び同法施行令関係）
- ア 保険料賦課限度額の改正 … 【B】
- イ 低所得者軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正 … 【C】
- ウ 退職者医療制度の経過措置廃止に伴う規定の整備 … 【D】
- (3) その他
- ア その他規定の整備（出産被保険者の保険料の減額に係る規定等） … 【E】
- イ 改正条例の施行日や適用に関する経過措置などを定める。 … 【F】

2 改正条例案の内容（改め文の概要）

- (1) 保険料率の改定（第15条の4、第15条の12、第16条の4関係） … 【⇔1の【A】】
令和6年度保険料率の改定に伴い、関係条文を次のように改める。
- ア 基礎賦課額の保険料率（第15条の4）
- (ア) 所得割「7. 17/100」を「8. 69/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「63/100」を「64/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「45, 000円」を「49, 100円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「37/100」を「36/100」に改める。
- イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12）
- (ア) 所得割「2. 31/100」を「2. 80/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「63/100」を「64/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「15, 100円」を「16, 500円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「37/100」を「36/100」に改める。
- ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第16条の4）
- (ア) 所得割「1. 93/100」を「2. 20/100」に改める。
- (イ) 均等割額「16, 200円」を「16, 500円」に改める。
- (2) 保険料賦課限度額（第15条の16関係） … 【⇔1の【B】】
保険料の賦課の基準を定めている国民健康保険法施行令（以下「基準政令」という。）の改正による後期高齢者支援金等賦課限度額の改定に伴い、関係条文を次のように改める。
- 賦課限度額「220, 000円」を「240, 000円」に改める。
- ※医療分保険料及び介護納付金分保険料の賦課限度額は据置きとなる。

(3) 低所得者の保険料の減額 (第19条の2関係)

ア 賦課限度額

[⇔1の【B】]

上記(3)の後期高齢者支援金等賦課限度額の改正に伴い、第19条の2第1項中の「22,000円」を「240,000円」に改める。

イ 低所得者軽減の対象世帯に係る所得判定基準

[⇔1の【C】]

基準政令で定めている5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことに伴い、第19条の2第1項第2号中の「290,000円」を「295,000円」に、同項第3号中の「535,000円」を「545,000円」に改める。

ウ 減額する額 (第19条の2第1号～第3号のイ・ロ・ハ)

[⇔1の【A】]

令和6年度保険料被保険者均等割額の改定に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の被保険者均等割額から減額する額(7割、5割、2割相当額)を改める。

⇒ 基礎賦課分 (第19条の2第1号～第3号のイ)

7割減額「31,500円」を「34,370円」に改める。(第1号関係)

5割減額「22,500円」を「24,500円」に改める。(第2号関係)

2割減額「9,000円」を「9,820円」に改める。(第3号関係)

後期高齢者支援金分 (第19条の2第1号～第3号のロ)

7割減額「10,570円」を「11,550円」に改める。(第1号関係)

5割減額「7,550円」を「8,250円」に改める。(第2号関係)

2割減額「3,020円」を「3,300円」に改める。(第3号関係)

介護納付金分 (第19条の2第1号～第3号のハ)

7割減額「11,340円」を「11,550円」に改める。(第1号関係)

5割減額「8,100円」を「8,250円」に改める。(第2号関係)

2割減額「3,240円」を「3,300円」に改める。(第3号関係)

(4) 未就学児に係る保険料被保険者均等割額の減額 (第19条の4関係)

[⇔1の【A】]

減額する額 (第19条の4第1号及び第2号のイ・ロ・ハ・ニ)

令和6年度保険料被保険者均等割額の改定に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額から減額する額(7割、5割、2割減額該当世帯及び一般世帯相当額)を改める。

⇒ 基礎賦課分 (第19条の4第1号のイ～ニ)

7割減額世帯「6,750円」を「7,365円」に改める。(イ関係)

5割減額世帯「11,250円」を「12,275円」に改める。(ロ関係)

2割減額世帯「18,000円」を「19,640円」に改める。(ハ関係)

一般世帯「22,500円」を「24,550円」に改める。(ニ関係)

後期高齢者支援金分 (第19条の4第2号のイ～ニ)

7割減額世帯「2,265円」を「2,475円」に改める。(イ関係)

5割減額世帯「3,775円」を「4,125円」に改める。(ロ関係)

2割減額世帯「6,040円」を「6,600円」に改める。(ハ関係)

一般世帯「7,550円」を「8,250円」に改める。(ニ関係)

(5) 退職者医療制度経過措置廃止に係る規定の整備

〔⇔1の【D】〕

(第14条の3・4、第15条、第15条の3～16、第16条、第19条、第19条の2、
付則第6条・第7条関係)

退職者医療制度が経過措置も含め、完全に廃止となることから「一般被保険者」「退職被保険者」の別がなくなり、すべて「被保険者」として整理されることに伴い、所要の規定整備を行う。

(7) その他規定の整備(第19条の5関係等)

〔⇔1の【E】〕

出産被保険者の保険料の減額に係る保険料算定において端数計算の取り扱いに疑義が生じないようにするなどの所要の規定整備を行う。

(8) 施行期日等

〔⇔1の【F】〕

改正条例の付則において、条例の施行日及び適用関係について定める。

改正条例の付則(案)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。